

## 神石高原町子育て支援高等学校等入学・卒業祝い金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神石高原町定住促進条例（平成22年神石高原町条例第17号）及び神石高原町定住促進条例施行規則（平成22年神石高原町規則第15号）に基づく奨励措置として、高等学校等に入学又は卒業した生徒の保護者等に対し、入学及び卒業の祝い金（以下「祝い金」という。）を支給することに関し、神石高原町補助金等交付規則（令和3年神石高原町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 支給対象生徒

本町に6月以上住所を有し、高等学校等の第1学年に入学している生徒又は卒業した生徒をいう。

(2) 高等学校等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、高等専門学校、中等教育学校における後期課程、特別支援学校における高等部をいう。

(支給の要件)

第3条 祝い金は、町内に住所を有する次に掲げる保護者等に対して支給する。

(1) 生徒を監護し、そのうちの1人以上が支給対象生徒であり、かつ、これらの生徒と生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない生徒を監護し、そのうちの1人以上が支給対象生徒であり、かつ、その生計を維持する者

(3) 神石高原町税の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成22年神石高原町条例第34号）第2条に規定する行政サービス等の制限を受けない者

2 前項第1号に規定する場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である生徒を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該生徒は、当該父又は母のうちいずれか当該生徒の生計を維持する程度の高い者によっ

て監護され、かつ、これと生計を同じくする者とみなす。

(祝い金の額)

第4条 祝い金は、当該支給対象生徒に対し、次のとおり支給する。

- (1) 入学祝い金 高等学校等へ入学した場合、1回限り10万円とする。
- (2) 卒業祝い金 高等学校等を卒業した場合、1回限り5万円とする。

(申請の手続)

第5条 祝い金の支給を受けようとする者(以下「支給申請者」という。)

は、支給対象生徒ごとに、当該生徒が高等学校等の第1学年に入学した日又は卒業した日から当該年度の3月31日までに、神石高原町子育て支援高等学校等入学・卒業祝い金支給認定申請書(様式第1号。以下「支給認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 支給申請者が支給対象生徒と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類、若しくは、これにより難しい場合は、神石高原町子育て支援高等学校等入学・卒業祝い金(別居)監護申立書(様式第2号。以下「申立書」という。)
- (2) 支給申請者が父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない生徒を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類(これにより難しい場合は、その旨の申立書)
- (3) 高等学校等への入学又は卒業が証明できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 規則第12条に規定する着手届、規則第17条に規定する実績報告書及び規則第20条に規定する請求は、前項の申請をもってこれに代える。

(支給の決定及び通知)

第6条 町長は、前条第1項の規定による支給認定申請書の提出があった場合は、速やかに受給資格の審査を行い、認定又は却下の決定をするものとする。

2 町長は、前項の審査により認定したときは神石高原町子育て支援高等学校等入学・卒業祝い金支給認定通知書(様式第3号)により、却下したときは神石高原町子育て支援高等学校等入学・卒業祝い金支給認定申請却下通知書(様式第4号)により、当該支給認定申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に通知しなければならない。

(祝い金の支給)

第7条 町長は、前条の規定により受給資格の認定をしたときは、当該申請者

に、祝い金を支給するものとする。

(返還請求)

第8条 神石高原町定住促進条例第5条の規定による返還の請求は、神石高原町子育て支援高等学校等入学・卒業祝い金返還請求書(様式第5号)により、祝い金を返還すべき者に対して通知して行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。